

## 障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に向けた

### 論点（案）（第4回）

#### 1. みなし期限のあり方等について

##### 【論点1】 みなし期限のあり方について、どう考えるか。

##### 【論点1-1】 みなし規定の期限について

- 現在は、現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、18歳以上で障害児入所施設に入所中の者に対して「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的生活介護サービス費」の支給を継続するための省令改正を行い、いったん令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間、支給を延長した。
- 同経過的サービス費は、者にふさわしい施設基準等を満たさないまま、児の施設を者の施設とみなしてサービス費を支給するものであり、「新たな枠組の結論を得る中で、最終的な支給期限を検討する」ものとしてきたが、現時点で移行が困難な者が入所していること、また、適切な移行のためには施設整備や改修が必要となる場合があることを考慮し、今後、新たに18歳（20歳あるいは22歳）に到達する者を含め、同経過的サービス費の支給を可能とするみなし規定の最終的な期限をいつ頃までとすべきか。
- また、みなし規定の期限の延長に際しては、円滑な移行に向けた一定の努力を求める必要はないか。（例：施設ごとに移行支援計画の策定を求め、国及び都道府県も進捗状況を毎年把握する等）
- なお、20歳までは、児童福祉法上の措置又は契約の延長による対応と、障害者総合支援法による経過的サービス費の対応が両方あり得るが、どう対応されるべきか。

## 2. 移行に関する意思決定支援のあり方について

### 【論点2 意思決定支援のあり方】

【論点2-1】 移行を進めて行くにあたり、今後、意思決定支援の取り組みをどのように進めて行く必要があるか。

- 成人の方の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の取り組みを参考にしてはどうか。
- 子ども家庭局で行われた、子どもの権利擁護に関するワーキングチームの議論を踏まえ、障害保健福祉部として、障害者総合福祉推進事業等で意思決定支援のあり方を検討してはどうか。

#### （これまでの実務者会議における意見）

- ・ 重症心身障害児施設（現医療型障害児入所施設）は、一体型である成人の療養介護へ移行が出来る。ただし、本人の意向が真に尊重されているか問題意識を持つ必要がある。
- ・ 遠方の障害児入所施設に入所すると、その地域の学校の人間関係が出来る。施設の近くで暮らしたいと言う子も出てくる。意思決定支援が大切。1人1人の声を聞く、そういう仕組みがあると良い。
- ・ 親の養育困難が増えている。平成28年・29年の調査の時に親の養育力の難しい、親の知的障害を含めた方が障害児入所施設の中で養育者側の困難な理由の中で28%で一番多かった。一般の虐待だと親の性格障害が8割あまり出る。20歳を超えれば自分で生きていくということで、子どもの権利を考えながら協議会の中で話し合われるべきと思う。
- ・ どんなに重い人でも意思決定支援が大切で、本人の意思をとらえて考えていく必要がある。意思決定支援をどうするかは具体的には難しいが、入り口では児童相談所が措置と契約という中で施設を選ぶが、出口は本人の意向を尊重しながら進めて行かなければならないと思う。
- ・ 里帰りのことで、施設移行した先輩の方がホームカミングデイみたいな形で戻って来る。入所している児童には今後どのような生活をするか、一つのイメージを持つことにつながる。児童自身が意思決定の支援の強力なツールになると思う。